(2)　地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別基準雇用者数について、移転型事業に関する計画の認定を受けた事業者の適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その事業者のその計画の認定を受けた日（その計画の認定に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、その特定業務施設を事業の用に供した日）以後に終了する各事業年度のイに掲げる数のうちロに掲げる数に達するまでの数（改正前その事業者の適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のイに掲げる数）の合計数とする。

イ　その事業者のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその事業者の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数

ロ　その事業者のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその事業者の事業所と、その事業者の特定雇用者のみをその事業者の雇用者と、それぞれみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数

(3)　事業主都合による離職者がいないこととの要件について、その判定の対象となる事業年度を対象年度及びその対象年度開始の日前二年（改正前一年）以内に開始した各事業年度とする。

(六)　給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次の措置を講ずることとした。

（租税特別措置法第一〇条の五の四及び第四二条の一二の五関係）

(1)　継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長する。

イ　原則の特別税額控除割合を一〇〇分の一〇（改正前一〇〇分の一五）に引き下げる。

ロ　特別税額控除割合の上乗せ措置について、次に掲げる要件を満たす場合には特別税額控除割合にそれぞれ次に定める割合を加算する措置とする。

(イ)　継続雇用者給与等支給増加割合が一〇分の四以上であること　一〇〇分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が一〇〇分の五以上である場合には一〇〇分の一〇とし、継続雇用者給与等支給増加割合が一〇〇分の七以上である場合には一〇〇分の一五とする。）

(ロ)　次に掲げる要件の全てを満たすこと　一〇〇分の五

①　教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の一〇以上であること。

②　教育訓練費の額の雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の〇・〇五以上であること。

(ハ)　その事業年度終了の時において次に掲げる者のいずれかに該当すること　一〇〇分の五

①　次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主

②　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主

ハ　本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針等の一定の事項」を公表しなければならない事業者に、その事業年度終了の時において常時使用する従業員の数が二、〇〇〇人を超えるものを加える。

(2)　青色申告書を提出する事業者が、令和六年四月一日から令和九年三月三一日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、その事業年度終了の時において常時使用する従業員の数が二、〇〇〇人以下の事業者に該当する場合において、継続雇用者給与等支給増加割合が一〇〇分の三以上であるとき（その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金の額が一〇億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針等の一定の事項を公表している場合に限る。）は、控除対象雇用者給与等支給増加額に一〇〇分の一〇（次に掲げる要件を満たす場合には、それぞれ次に定める割合を加算した割合）を乗じて計算した金額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

イ　継続雇用者給与等支給増加割合が一〇〇分の四以上であること　一〇〇分の一五

ロ　次に掲げる要件の全てを満たすこと　一〇〇分の五

(イ)　教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の一〇以上であること。

(ロ)　教育訓練費の額の雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の〇・〇五以上であること。

ハ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと　一〇〇分の五

(イ)　その事業年度終了の時において次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(ロ)　その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が特に良好な一定の場合に限る。）。

(ハ)　その事業年度終了の時において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(3)　中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長する。

イ　教育訓練費に係る上乗せ措置について、教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の五以上であり、かつ、教育訓練費の額の雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の〇・〇五以上である場合には、特別税額控除割合に一〇〇分の一〇を加算する措置とする。

ロ　次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、特別税額控除割合に一〇〇分の五を加算する。

(イ)　その事業年度において次世代育成支援対策推進法の認定を受けたこと（次世代育成支援対策の実施の状況が良好な一定の場合に限る。）。

(ロ)　その事業年度終了の時において次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(ハ)　その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が良好な一定の場合に限る。）。

(ニ)　その事業年度終了の時において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

(4)　青色申告書を提出する事業者の各事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合において、前五年以内に開始した各事業年度における(3)の措置による控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額の繰越控除ができる。ただし、繰越控除額については、(1)から(3)までの措置と合計して、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

(5)　給与等の支給額から控除するその給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額から、役務の提供の対価として支払を受ける金額を除外する。